

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例（平成17年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p>（老人保健医療費拠出金に係る市町村に対する調整交付金の特例）</p> <p>7 平成20年度から平成26年度までの間において、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、附則第5項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）」とあるのは、「、病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」とする。</p> <p>8 平成20年度から平成26年度までの間において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。））」とあるのは「、病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p>（老人保健医療費拠出金に係る市町村に対する調整交付金の特例）</p> <p>7 平成20年度から平成29年度までの間において、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、附則第5項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。））」とあるのは、「、病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」とする。</p> <p>8 平成20年度から平成29年度までの間において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。））」とあるのは「、病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和</p>

	<p>57年法律第80号)の規定による医療費拠出金をいう。)と、「病床転換支援金の額」とあるのは「病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。</p>
<p>2 (調整交付金の種類等) 第2条 [略] 2 普通調整交付金は、次に掲げる<u>額の合算額</u>の市町村間における格差を勘案して知事が別に定めるところにより交付する。 (1) <u>被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに前期高齢者納付金（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金をいう。）及び後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。）の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金をいう。）がある場合には、これを控除した額）の合算額</u> (2) <u>介護納付金の納付に要する費用の額</u></p>	<p>(調整交付金の種類等) 第2条 [略] 2 普通調整交付金は、次に掲げる<u>事項</u>の市町村間における格差を勘案して知事が別に定めるところにより交付する。 (1) <u>被保険者（国民健康保険法第5条の被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得及び被保険者の数並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する第2号被保険者である被保険者に係る所得及び当該被保険者の数</u> (2) <u>アに掲げる合算額及びイに掲げる額の合算額</u> <u>ア 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに前期高齢者納付金（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金をいう。）及び後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。）の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金</u></p>

3 [略]

附 則

1～3 [略]

(退職被保険者等所属市町村に対する調整交付金の特例)

4 国民健康保険法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村(以下「退職被保険者等所属市町村」という。)について、第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「被保険者に係る療養」とあるのは「一般被保険者(国民健康保険法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。)に係る療養」と、「後期高齢者支援金をいう。)の納付に要する費用の額」とあるのは「後期高齢者支援金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用の額から、調整対象基準額(国民健康保険法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額をいう。)及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合(国民健康保険法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合をいう。)を乗じて得た額を控除した額」とする。

(病床転換支援金を納付する市町村に対する調整交付金の特例)

5 平成30年3月31日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く。)について、第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「及び後期高齢者支援金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。)」とあるのは、「、後期高齢者支援金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。)及び病床転換支援金(高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。)」とする。

をいう。)がある場合には、これを控除した額)の合算額

イ 介護納付金の納付に要する費用の額

3 [略]

附 則

1～3 [略]

(退職被保険者等所属市町村に対する調整交付金の特例)

4 国民健康保険法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村(以下「退職被保険者等所属市町村」という。)について、第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「被保険者(国民健康保険法第5条の被保険者をいう。以下同じ。)に係る所得及び被保険者」とあるのは「一般被保険者(国民健康保険法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に係る所得及び一般被保険者」と、同項第2号ア中「被保険者に係る療養」とあるのは「一般被保険者に係る療養」と、「後期高齢者支援金をいう。)の納付に要する費用の額」とあるのは「後期高齢者支援金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用の額から、調整対象基準額(国民健康保険法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額をいう。)及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合(同号に規定する退職被保険者等所属割合をいう。)を乗じて得た額を控除した額」とする。

(病床転換支援金を納付する市町村に対する調整交付金の特例)

5 平成30年3月31日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く。)について、第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第2号ア中「及び後期高齢者支援金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。)」とあるのは、「、後期高齢者支援金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。)及び病床転換支援金(高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。)」とする。

6 平成30年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第4項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「及び後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）」とあるのは、「後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。）」と、「及び後期高齢者支援金の額」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額」とする。

（老人保健医療費拠出金に係る市町村に対する調整交付金の特例）

7 平成20年度から平成29年度までの間において、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、附則第5項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合には、同条第2項第1号中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）」とあるのは、「病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」とする。

8 平成20年度から平成29年度までの間において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合には、同条第2項第1号中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。））」とあるのは、「病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」と、「病床転換

6 平成30年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第4項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第2号ア中「及び後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。以下同じ。））」とあるのは、「後期高齢者支援金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金をいう。以下同じ。）及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。））」と、「及び後期高齢者支援金の額」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額」とする。

（老人保健医療費拠出金に係る市町村に対する調整交付金の特例）

7 平成20年度から平成29年度までの間において、市町村（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、附則第5項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合には、同条第2項第2号ア中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。））」とあるのは、「病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」とする。

8 平成20年度から平成29年度までの間において、退職被保険者等所属市町村について、附則第6項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合には、同条第2項第2号ア中「及び病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。））」とあるのは、「病床転換支援金（高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金をいう。以下同じ。）及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金をいう。））」と、「病床転

支援金の額」とあるのは「病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

換支援金の額」とあるのは「病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。